

光化学オキシダント（光化学スモッグ）に係る 緊急時対策基本要綱

（趣旨）

第1条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定に基づき光化学オキシダント（以下「オキシダント」という）に係る緊急時にとるべき必要な措置の基本的事項は、この要綱に定めるところによる。

（測定方法及び基準測定点）

第2条 「オキシダント」の大気中における含有率の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令第1号）第18条第1項第5号に定める方法により、基準測定点で行う。
通商産業省

（緊急時の区分及び発令並びに解除の基準）

第3条 緊急時の区分は、大気汚染の状況に応じて、光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という）、光化学スモッグ警報（以下「警報」という）、光化学スモッグ重大警報（以下「重大警報」という）の3区分とするものとする。

2 緊急時の発令及び解除は、別表に定める基準により行うものとする。

（発令時における措置及び周知の方法）

第4条 知事は、緊急時の発令又は解除をしたときは、関係市町村、県公安委員会、県教育委員会等の関係機関を通じて一般住民及び工場、事業場等にその旨を周知させるとともに別表に定める措置をとるものとする。

（関係市町村長の協力）

第5条 知事は、前条に定める緊急時の措置を行うに当たっては、当該市町村長に対して必要な協力を求めるものとする。

（被害発生状況等の調査）

第6条 知事及び関係市町村長は、第3条第2項に定める緊急時の事態が発生した場合は、光化学スモッグに係る被害状況調査等必要な調査を行うものとする。

（実施要領）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、関係市町村長と協議のうえ、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(別表)

光化学オキシダントに係る緊急時発令基準等及び措置

緊急時区分	注意報	警報	重大警報
発令基準	基準測定点において「オキシダント」の含有率の1時間値（以下「測定値」という）が0.12ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	基準測定点において測定値が0.24ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	基準測定点において測定値が0.4ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
発令地域	気象条件、地理的条件等を考慮して、当該措置を必要と認める地域。	同 左	同 左
解除基準	発令基準に該当しなくなったとき。	1 発令基準に該当しなくなったにもかかわらず、なお、汚染が継続すると認められるときは、注意報に切り替える。 2 注意報の発令基準に該当しなくなったときは、警報、注意報ともに解除する。	1 発令基準に該当しなくなったにもかかわらず、なお、汚染が継続すると認められるときは、警報又は注意報に切り替える。 2 注意報の発令基準に該当しなくなったときは、重大警報、警報、注意報ともに解除する。
発令時措置内容	1 一般住民に対して次のことを周知する。 (1) 警報に備えてテレビ・ラジオ等の報道に注意すること。 (2) 生徒・児童等の過激な運動の自粛 (3) 自動車使用の自粛 (4) 外出の自粛 (5) 目やのど等に刺激を感じた場合は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届け出ること。 2 ばい煙排出者に対し、次のことについて協力を要請する。 (1) ばい煙発生施設の燃料の燃焼管理を徹底すること。 (2) 不要不急の燃焼を中止すること。 3 主要ばい煙排出者に対し、原則として通常燃料使用量の20%削減をするよう協力を要請する。	1 一般住民に対して次のことを周知する。 (1) 生徒・児童等の屋外運動の中止 (2) 自動車使用の自粛 (3) 外出の自粛 (4) 目やのど等に刺激や痛みを感じた場合は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届け出ること。 2 必要に応じ自動車使用者に対し、発令地域を通過しないよう要請する。 3 ばい煙排出者に対しては注意報に引き続き措置の徹底を図る。 4 主要ばい煙排出者に対して原則として通常燃料使用量の30%削減をするよう要請する。	1 一般住民に対して次のことを周知する。 (1) 生徒・児童等の屋外運動の中止 (2) 自動車使用の自粛 (3) 外出の自粛 (4) 目やのど等に刺激や痛みを感じた場合は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届け出ること。 2 ばい煙排出者に対して、原則として通常燃料使用量の40%削減を命令する。 3 必要に応じて、県公安委員会に対して、当該地域の自動車交通の規制について道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。